

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商 号) (株)西日本光創 (所 在 地) 福岡市早良区野芥3丁目27番7号 (代 表 者) 代表取締役 藤嶋 久光 (本市登録) 登録業種：工事（一般土木C、ほ装B） ：委託（その他清掃、樹木の保育管理、花の保育管理） 業者番号：19163
措置内容	令和7年2月28日から6カ月間の競争入札参加停止（令和7年8月27日まで）
根 拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第1第1号（虚偽記載） 別表第1第4号ウ（契約違反等）
事件概要	1 発注状況 (1) 件 名 県道内野次郎丸弥生線道路改良工事（1工区） (2) 履行期間 令和5年9月20日から令和6年3月15日まで (3) 契約金額 49,614,400円（税込） (4) 発 注 課 早良区地域整備部地域整備課 2 経緯 上記業者は、当該案件において、歩道の舗装の復旧に関し、指示と異なる厚さのブロックを使用して施工した。加えて、適正に施工したかのように偽装した工事写真を本市に提出したもの。

問い合わせ先：財政局財政部契約監理課 小池
TEL 711-4306（内1572）

○福岡市競争入札参加停止等措置要領

別表第1 事故等に基づく措置基準

(虚偽記載)

- 1 本市の発注するものの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札等において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、若しくは施工体制台帳その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。【1ヵ月以上6ヵ月以内】

(契約違反等)

- 4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約に関し、次に掲げるア、イ又はウに該当すると認められるとき
- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| ア 正当な理由がなく契約を締結しないとき | } 1ヵ月以上4ヵ月以内 |
| イ 正当な理由のない履行遅滞 | |
| ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当 | |